別紙３

【市事業における急傾斜対策相談～工事着手までの一連の流れ（イメージ）　※緊急を要する地区を除く】

		１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目以降
1	急傾斜対策相談【地元】									
2	事業説明会【地元・市】									
3	同意書集約【地元】									
4	要望書提出【地元】									
5	事業採択【県】									
6	事業待ち期間		①	②	③	④	⑤			
7	受益者団体設立【地元】									
8	分担金積立【団体】									
9	分担金積立状況確認【市】									
10	新規事業として予算要求【市】									
11	測量調査設計業務実施【市】									
12	分担金の総額決定【市】									
13	分担金の納付書送付【市】									
14	分担金納付【団体】									
15	用地測量業務実施【市】									
16	対策工事箇所を市名義に変更【市】									
17	工事着手【市】									

想定される分担金の額を提示

想定される分担金の
積立が確認できた場合